平成19年第1回多賀城市議会定例会会議録(第5号)

平成19年2月26日(月曜日)

◎出席議員(20名)

議長 阿部 五一

- 1番 佐藤 惠子 議員
- 2番 伊藤 功一郎 議員
- 3番 伊澤 貞夫 議員
- 4番 金野 次男 議員
- 5番 森 長一郎 議員
- 6番 寺澤 正志 議員
- 7番 板橋 惠一 議員
- 8番 伊藤 一郎 議員
- 9番 相澤 耀司 議員
- 10番 藤原 益栄 議員
- 11番 小林 立雄 議員
- 12番 昌浦 泰已 議員
- 14番 中村 善吉 議員
- 15番 吉田 瑞生 議員
- 16番 石橋 源一 議員
- 17番 松村 敬子 議員
- 18番 根本 朝栄 議員
- 20番 小嶋 廣司 議員
- 21番 竹谷 英昭 議員
- ◎欠席議員(なし)
- ◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

助役 後藤 敏郎

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

総務部長 平塚 訓章

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 板橋 正晃

建設部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 利夫

総務部次長(財政担当)(兼)財政課長 鈴木 明広

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼) 社会福祉課長 相澤 明

建設部次長(兼)都市計画課長 大石 實

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上下水道部長 鈴木 建治

上下水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 熊谷 一典

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴇田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

○議長(阿部五一)

おはようございます。

本会議も開会いたしましてからきょうで 12 日目になりました。 きょうもしっかり頑張ってまいりましょう。 よろしくお願いを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第5号のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(阿部五一)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において小嶋廣司議員及び竹谷英昭議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(阿部五一)

日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番佐藤惠子議員の登壇を許します。

(1番 佐藤惠子議員登壇)

○1番(佐藤惠子議員)

私の質問は、市民の暮らしにかかわる環境整備の問題について、2 問お尋ねいたします。

最初に、昨年 12 月 21 日から新しい七ケ浜循環線バスが運行されておりますけれども、この路線バスのところでバス停がなくなったと、こういう問題からお聞きをいたします。

まず、昨年、宮交バスが廃止されるということになったときに、一定の住民の足を確保するという点で、当局が残していただいたという努力は、まず最初に多とするものでございます。

しかし、運行されて 2 カ月がたった現在、このバス路線沿線に住む住民利用者の皆さんから、さまざまな気持ち、思いが伝わってきてございます。

紹介いたしますと、このバスが従来あったバス停留所がなくなったために、塩竈方面に行くときにはタクシーを利用しなければならない。往復タクシーを利用しなければならないので、経済的に大変な負担になる。結局、出控えることになっているのです。こんな思いが寄せられております。

バス停は、旧県道の休場、それから三中前を通るにもかかわらず、バス停がないために、 塩竈行きのバスはあそこでとまりません。ですから、そういう状況に陥っているわけです けれども、結果、高齢の方や歩行に困難を抱える方は、出控えることになった。こういう 状況が寄せられております。

せっかく存続させていただいたバス路線をもっと生かして、利用していただくために、廃止したバス停を、せめて休場、三中前、復活させていただきますようにお願いをするものでございます。

次に、まちの明かりが消えていくことについてお尋ねをいたします。

先日、大代商店振興会で設置していた街路灯を、3月末で消すことになりましたと、住民の皆さんにお知らせの回覧がありました。

この街路灯は、商店街振興策として、27年間役割を果たし、地域住民の暮らしの安全を守る明かりとしての役割も果たしてきました。

回覧された文書には、「現在、大代商店振興会会員は発足当時の半数以下となり、市の補助があっても、料金の維持が大変で、運営が困難になった」とありました。

この状況は、市内各商店街も同様の傾向とお聞きいたしました。長い間、まちの明かりとして、また、安全を守る明かりとしてその役割を果たしてきた商店振興会街路灯管理組合のこの事業が、財政面から運営ができなくなることになったのでございます。

この明かり設置から現在までの商店街の長い努力が、全くむだになるのではないかと、私はその回覧を読んで思いました。

各地に点在する商店街がともしているこの明かりは、市民の暮らしの安全を守る上でかなりのウエートを占めてございます。その影響は大変大きなものがございます。

商工振興策の位置づけだけではなく、多賀城のまちの明かりを確保し、住民の安全・安心を守るために、横断的に、総合的な対策を考えることが必要ではないでしょうか。

以上、2点について市長にお尋ねをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長(阿部五一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

佐藤惠子議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、バス停の復活についてお答えいたします。

新しい七ケ浜循環線のルート設定やバス停の設置については、運行主体である2市1町の 判断で行うことになります。

本路線は、利用者の多い区間を効率的に運行するため、下馬駅と七ケ浜町内を結ぶ便が基本系統となっております。起点・終点となる下馬駅付近は、大型車両が駅前に乗り入れできなく、また、同じルートを運行して下馬駅方面から七ケ浜町方面に折り返すための転回と待機スペースがないことから、塩釜三中前の県道と下馬東宮線とを往復運行するループ状でのルートを設定せざるを得ませんでした。

したがいまして、従来までのバス停を復活すると、下馬駅方面へ運行するときは停車するが、七ケ浜町方面へ運行するときは停車できない、非常に不便なバス停を設けることになります。

また、この路線運行に係る負担金は、基本的に市町内の路線距離に応じた割合により算出しておりますが、七ケ浜町民の意向を最大限反映しているため、下馬停留所及び多賀城高校前停留所が七ケ浜町の好意により設けられていることから、現在のところ、運行に係る負担金を本市では負担しておりません。

しかし、バス停を復活するとなると、現在のルートを変えない場合、上り便しか停車しないバス停のために相応の負担が必要となることから、地域住民の利便阻害を勘案した結果、 やむを得ず廃止したことを御理解願いたいと思います。

次の御質問でございますけれども、街路灯でございます。現在、53 基の街路灯について、 大代商店振興会の街路灯管理組合で維持管理しておりまして、市は商店街の環境整備のため、商店会等商業団体が自主的に設置する商店街街路灯として位置づけし、電気料等の維持経費の一部を商店街共同施設設置費等補助金として交付しているところでございます。 関係区長の話によりますと、当管理組合では、会員数の減少などに伴い、来年度以降の維持管理が困難な状況にあるということで、大代全区でその維持管理を引き受けてもらえないかと打診されているとのことでした。

しかし、地区においては、当該街路灯にかかわる維持管理に要する費用負担が相当大きな ものになるため、引き続き商店街街路灯としての継続を望んでいるようであります。

今後、当該管理組合と地区との協議の推移を見守ってまいりたいと考えております。

- ○議長 (阿部五一)
- 1番佐藤惠子議員。
- ○1番(佐藤惠子議員)

そのバス停の問題ですけれども、バス停をまた復活させると負担がふえるというようなお話は、あらかじめ伺っていました。どの程度ふえるか、金額は確認していないのですけれども、そのことで、あそこの笠神側の地域から乗る方たちは、本当に高齢者の方が多くて、病院に行くということでは、行かなければならないのだけれども、結局出控えるということは、病院に行くことを控えていくと、そういう状況が、買い物だけではなくて、健康にさわってくるというような状況が伝えられています。

病院というのは塩竈市内の歯医者だったり、眼科だったりさまざま、皮膚科だったりいろいろな病院があるわけですが、そういうところに、「結局回数を減らしてしまうのですよ」というようなお話が寄せられているという状況で、それでもなおかつ、あのバス停が、「あの路線を走るのにどうしてとまらないのか」という住民感情は、今の説明ではとても納得できないというふうに考えるのですが、市長はその辺、もう一回お答えをお願いしたいというふうに思います。

それから、街灯のことは、町内会でも商店振興会の方でお話をしたようです。なかなか負担が重くて、町内会でも維持できないと、そういう状況に今の時点ではあるようでございます。

そういう中で、3月末であの明かりが消えたときに、まちの中はどうなるかと思って、私、夜、ちょっと歩いてみたのですが、一つずつ消していくと、既存の街灯だけでは真っ暗になるのです。貞山堀沿いも含めて。やはり今ある明かりが本当に役に立っているという点で考えれば、これはそれなりのきちんとした手当てをしていただかないと、また改めて街灯を立てなければならないと。新しいお金がかかってくるという状況になると思うのです。

今あるその鉄柱を壊さないで、結局それが使われないとなれば、取り払わなければなりませんし、さまざま、使わないのに余計なお金がかかってくるという状況が発生しますので、ぜひその既存のものを残していただいた上で、明るさを取り戻すという方向を、全庁的なプロジェクトを組んでいただいて、安全・安心なまちづくりという点に位置づけていただければ、大至急しなければならない仕事だというふうに私は思うのですけれども、この点でも再度。

各地域に点在する商店会でも同様の傾向だというふうにお聞きいたしました。金額もかなりのものが補助金として出されていますし、そして何よりも、その地域の商店の人たち、あるいはその事業に賛同する人たちが月々お金を出して、その明かりを維持してきたと。そういう歴史を考えれば、「お金がなくなったからやめます」というのでいいのでしょうかということで、また再度お話を伺いたいというふうに思います。

○議長 (阿部五一)

市長。

○市長(菊地健次郎)

佐藤惠子議員からの再質問でございますけれども、バス停の問題ですが、これはいろいろ考えた上で、このループ状の停留所を設定したわけでございまして、ただ、お年寄りの方に対しては大変だと思うのですけれども、多賀城高校のところですと、七ケ浜から来たものが、休場、三中前、それであそこを右折して、第三小学校前ということで行けるわけです。

ただ、帰りができなくなってしまうという、帰りのバスがそこの三中前と休場を通らない ということですね、今のところ。今の状態では。

ですから、どうしてもこういうルートを設定せざるを得なかったということを、ちょっとその辺も考えていただかなければいけないのではないかというふうに思っていますので、今のところは、ちょっと同じところを通るような路線は考えられないということですので、何とか御了解いただきたいというふうに思っております。

それから、次の、大代の街路灯の件でございますけれども、これは、今、最後に答えましたように、当該管理組合と地区との協議を見守るということでございますから、その結果が出てから、どうするのかということをもう一度判断してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(阿部五一)

1番佐藤惠子議員。

○1番(佐藤惠子議員)

バスは、下に、多賀城高校前におりていくのですね。それで、あそこにおりないと塩竈に行けないと。信号があるとはいえ、かなり交通量の激しいところをあそこの坂をおりていくという状況が、一体、今本当にそのバスに乗らなければいけない人たちにとってどういう状況なのかということを、改めて考えていただきたいというふうに思います。

これで終わりではございませんので、運動も強めながら、また引き続き要求をしていくことになるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

街路灯の件は、どのようになるかということですが、4月からぷつんと明かりが消えてしまうわけです。遠山の商店街で以前そういうことがあったそうです。やはり住民の方から抗議が殺到して、どのように工夫してまた再度点灯したか、ちょっと調べ漏れましたけれども、また明かりがついたというようなお話も伺っています。

私が先ほど提案したその横断的な、明かりを確保するという点で、しっかり検討するプロジェクトもぜひ立ち上げていただいて、明るい、安全・安心なまちづくり、市長が目的とするまちづくりの実現に貢献させていただくというようなことで、お話を終わります。

○議長 (阿部五一)

9番相澤耀司議員の登壇を許します。

(9番 相澤耀司議員登壇)

○9番(相澤耀司議員)

私の質問は、通告書のとおり、菊地市長の平成 19 年度施政方針を受けて、アウトソーシングについてお聞きいたします。

市長の施政方針にもありますが、「定員適正化計画を実現するためにも、アウトソーシング計画を連動させた形で見直しを行っていきます」。また、「市民課の窓口業務や国保年金課の医療費助成申請業務等をアウトソーシングすることにより、効果的、効率的な事務の執行に努めてまいります」と述べておりますように、これからの多賀城市の行政は、多分にアウトソーシングが具体に計画されてくると思います。

さきに当局から示されました緊急再生戦略構築のための取り組み指針の 1、行政経営資源の現状、2、多賀城市の行政経営ビジョン、未来の地域経営に向けた行政経営のシナリオ等に、「これから取り組むべき地域経営のキーワードは、『ガバメント(統治)』から『ガバナンス(協治)』であり、このためには発想を管理から経営へと転換させることが重要である」とあります。

さきの議会でも確認させていただきましたが、今までの自治体行政は地方自治法の総則第 1 条に、「運営に関する事項の大綱を定め」とありますように、運営が主体で、経営の考え 方は余りありませんでした。

前回の市長答弁でも、「行政運営から行政経営への転換を意味するものであるととらえております」と答えております。

アウトソーシングを進めるためには、それ以前に原価構成を明確にしておく必要があるのではないでしょうか。

例えば、住民票 1 通発行するために幾らのコストがかかるのでしょうか。また、ごみを収集するために幾らの経費を必要としているのでしょうかとか、文化センターを経営するのに幾らの経費がかかるのかとか、アウトソーシングをするための基本的な原価構成を明確にしておく必要があるのではないでしょうか。

文化センターを例にとらえるならば、文化センターとしての働きと公民館としての働きや、 埋蔵施設としての働きがありますが、それぞれに明確な経費が確立して、公表できるよう になっておりますでしょうか。

このような考えから、何点か具体例を示しながらお聞きいたします。

例えば、塩釜地区環境組合、これは2市3町で構成されておりまして、管内人口は19万3,093人ですけれども、この経費について、私なりに職員の御協力をいただいて調査してみました。

平成 17 年度の施設維持費は約 1 億 2,900 万円で、投資的経費は約 1 億 6,900 万円でした。合計で塩釜地区環境組合の経費は約 2 億 9,900 万円です。

これを同じ規模の亘理・名取共立衛生処理組合、ここの管内人口は 16 万 5,966 人ですけれども、ここと比較すると、施設維持費は約 1 億 9,200 万円で、投資的経費は約 2 億 400 万円です。合計 3 億 9,600 万円でした。合計の比較では、約 9,690 万円塩釜地区環境組合の方が安くなっております。

同じく、山形県の西村山広域行政事務組合、ここの管内人口は6万9,953人ですけれども、ここと比較すると、逆に西村山の方が塩釜地区環境組合よりも約3,500万円ほど安くなっております。

次に、ごみ処理コストについても同じように調べてみました。多賀城市の施設維持管理費は約2億9,600万円で、投資的経費は約1億2,300万円、収集経費は同じく1億2,300万円、合計で5億4,200万円でした。

塩竈市では、施設維持管理費が約3億4,300万円、投資的経費が約1億2,400万円、収集経費が約1億9,900万円で、合計6億6,600万円となり、約1億4,200万円多賀城市の方が安くなっております。

同じように、気仙沼市や名取市、岩沼市についても調べてみました。

もとより私は素人ですから、特別負担金やその他の複雑な項目が漏れている可能性はあります。

私がこのように具体的な項目を示してお聞きすることは、市民サービスにおけるコストのとらえ方が、各項目ごとに明確になっているかということをお聞きしたいためでございます。これらの経費には減価償却費は含まれておりません。私が具体例として衛生関係やごみなどを取り上げたのは、独立的な外郭施設の方が全体の経営状態がつかみやすいと考えたからでございます。本庁の各部門の仕事は複雑で、なかなかわかりにくいところがございます。その点、外郭団体の方が私などは比較的つかみやすいように思います。

市民サービスにおける各業務の原価計算を明確にして、アウトソーシングを進める際の情報として、できるだけ市民にわかりやすい状態にしておき、広く市民の協力をいただける姿が望ましいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

今までの運営的な行政では、経営的な考えにはとらえにくいところが出てくるのではないかと思うのです。

さらにつけ加えるとするならば、あかね保育所での経験を生かし、破綻した場合のセーフ ティネット、すなわち安全対策も十分に考えておく必要があると思います。

職員の意識改革も必要ですけれども、市役所全体としてまさに経営的な見直しが必要では ないでしょうか。市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長(阿部五一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

相澤耀司議員の質問にお答え申し上げます。

ただいま相澤議員からいただいた御質問では、私が市長に就任以来、一貫して述べてまいりました「管理から経営への転換」に当たり、アウトソーシングの際にも行政コストの把握と公表が重要であるとの御指摘を賜りました。

御承知のとおり、本市では平成16年5月に行政改革の骨子となる三つの計画、行政システム改革プラン、適正定員管理指針、アウトソーシング推進指針を策定し、それに基づき行政の守備範囲を見直しながら、公の施設のアウトソーシングと連動した職員定数の削減を進めてまいりました。

また、先般の平成 19 年度の施政方針の中で、「従来、20 年間で 370 人体制を達成するとした計画を大幅に前倒しし、10 年程度に短縮して達成したい」と述べさせていただきました。

つきましては、早速、新たに設置する市長公室の行政経営担当におきまして、平成 19 年度中に既存の計画を見直しし、関連する計画を取りまとめ、実効性のある工程表をお示ししたいと考えております。

また、アウトソーシングによる効果額につきましては、緊急再生戦略構築のための取り組み指針のシミュレーションでは、今後 10 年間の効果額として、生涯学習施設で 6 億 3,616 万円、児童福祉施設 8 億 9,405 万円、計 15 億 3,021 万円と試算しておりますが、計画の見直しに合わせて改めて算出する必要があると考えております。

ただ、本市のアウトソーシングは、決して経費節減だけを目的としているものではなく、 この地域にかかわるいろいろな立場の方々の英知を生かし、資源を持ち寄り、主体的に参 画していくという新しい公共、つまり地域経営の考え方を基本としておりますので、経済 的効果だけでははかれない、市民参画などの波及効果をも視野に入れて推進してまいりた いと考えております。

なお、行政コストにつきましては、平成 17 年度に行政改革推進本部幹事会に行政コスト専門部会を設置して検討いたしました。その検討結果の一部を公の施設の使用料や減免の見直しへと反映させております。

御指摘のとおり、行政コストは行政経営に欠かせない考え方であるととらえておりますので、引き続き市長公室財政経営担当を中心に、行政コストの算出とその情報の公開に取り組み、市民の御理解と御協力が得られるよう努めてまいります。

今後も行政事務の効率化を進めながら、あかね保育所の経験を生かした審査や契約のあり 方について検討を重ねてまいりますので、アウトソーシング推進に当たり、御理解を賜り ますようお願い申し上げます。

また、先ほど、塩釜地区環境組合あるいは宮城東部衛生処理組合等々、いろいろとお話ございましたけれども、これも行政コストの問題を考えますと、私自身は、今、三つ広域行政の事務組合があるわけでございますけれども、将来的には、複合事務組合として一本化するということもあわせて考えていく必要があるのではないかと、私、個人的にですが、ほかの1市3町の首長さん方がどのようにお考えになるか、これはわかりませんけれども、そういう方向性も考えながら、コストダウンを図ってまいりたいというふうに思っております。

- ○議長 (阿部五一)
- 9番相澤耀司議員。
- ○9番(相澤耀司議員)

具体的に、例えば住民票1通、先ほどもお聞きしましたけれども、今 200 円で住民票は受け取ることになっていますけれども、具体例を示すならば、1 通発行するのにコストはどれぐらいととらえていらっしゃるのか、そういうことも、今わかれば教えていただきたいと思いますし、さらに、5 年計画、10 年計画のタイムスケジュールがいつごろまでにおつくりになるおつもりでしょうか。

それから、今、市長の答弁で、3事務組合をいずれまとめていきたいという意向をお聞きしましたので、非常に心強い思いがします。どこの自治体にとっても、財政については厳しい状況を抱えていると思います。多賀城市も平成24年に危機にならないようにという形で計画を出しておりますけれども、それ以外のどこでなっても、負担は多賀城に来るわけですから、やはりできるだけ経費節減のための運動を積極的に進めていただきたいと思います。

そのコストとスケジュールがわかれば教えてください。端的に言えば、住民票のコストは 今幾らぐらいなのか、それは明確になるのでしょうか。それとも複雑でわからないのでしょうか。

○議長(阿部五一)

市長。

○市長(菊地健次郎)

今、住民票等、1 通幾らするかということは、まだちょっとわからないそうです。ですから、 平成 19 年度に、住民票 1 通とか、あるいはごみを出すのにどのくらいかかるかとか、その 辺の具体的なところを、どこまでやれるかわかりませんけれども、コスト計算を 19 年度の 中で果たしていくようにしたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思 います。

- ○議長 (阿部五一)
- 2番伊藤功一郎議員の登壇を許します。
- (2番 伊藤功一郎議員登壇)
- ○2番(伊藤功一郎議員)

私の質問は、西部地域から八幡を通り、国道 45 号線に抜ける市道高橋八幡線を、都市計画 道路と位置づけて整備することについてでございます。

市長は、施政方針で、平成 19 年から 20 年にかけて、仙塩広域都市計画東部地区の都市計画道路の見直しについて触れられました。今後の取り組みに当たって、市道高橋八幡線をよく検討していただきたいということを考えています。

現在の仙塩広域都市計画の多賀城市都市計画総括図によれば、塩釜岩切線や玉川岩切線が 竣工すると、北四番町岩切線、鶴ヶ谷仙台港線、産業道路、下馬東宮線によって、多賀城 を外郭する都市計画街路ができ上がります。

多賀城市内でも、新田南錦町線、高崎大代線で東西を結ぶ連絡線も明確になっております。

また、市役所を中心に主要道路へ連絡する道としては、1級市道や2級市道がその基準にふさわしい整備がされ、中央中心部はかなり整備されています。

一方、高橋の土地区画整理事業により整備された高橋区画街路は、両側に歩道が設置され、 12 メートルの幅員を持っております。この区画街路高橋線は、新田南錦町線に接続し、東 にも西にも向かうことができます。

しかしながら、この高橋地域から市域を通り、国道 45 号線へ向かうとすると、1 級市道である高橋八幡線になるわけですが、この市道が基幹的道路網を形成するのに必要十分な整

備がされているとは言えません。この市道を都市計画街路として整備することを求めるも のでございます。

その第1の理由は、区画街路高橋線と連続する道路として整備することによって、新田南 錦町線、高崎大代線、国道45号線で環状線的機能を持つ幹線道路ができるのであります。

第2の理由は、現状のままでは整備の限界が明らかだという点です。仙台育英学園前で区 画街路高橋線の高橋八幡線と重なる部分は、両側に2メートル以上の歩道があり、幅員12 メートル確保されております。

ところが、この市道の八幡側終点では6メートルほどしかございません。八幡方面から西部に向かい、踏切を渡って左へカーブするところは、大型車同士がすれ違う場合、後部の振り出しによる接触や大型トレーラー通行に十分な注意を払わなくてはならない箇所となっています。

今回、市道高橋八幡線の終点付近の整備の協議が進んでいるということは、大変喜ばしいことでございますけれども、残念ながら、片側に 1.4 メートルの歩道で 7.9 メートルの幅員の整備にとどまってしまいまして、これ以上の整備をする上では、現状のままでは展望が見えないというのが実情だと思います。

第3の理由は、高橋地域の人口増による山王小学校と八幡小学校の対応が迫られてくるという点であります。

この間、私たちは、西部地域の人口増加に伴う保育所の対応については、あかね保育所の 定員拡大の提案を行ってまいりました。また、急増する学童保育入所対応のために、クラ ス増の提案も行ってきたところでございます。

これまで市全体で学区の見直しの検討が進められているところでありますけれども、山王 小学校より八幡小学校へ学区が変更になるということも想定すると、その点で、安全な通 学路として歩道をどのように整備していくのかということも、課題になってくるところだ と思います。

以上の点から、市道高橋八幡線を市道東田中八幡線や宮前3号線と同様に、都市計画街路としての構想を持って整備をしていただきたいということでございますけれども、市長の御答弁をお願いいたします。

当面の対策としては、国道に向かう踏切手前から、踏切を含めて十分な幅員を確保し、歩道と右折レーンの整備を求めるものでございますけれども、市長の御答弁をお願いいたします。

○議長(阿部五一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

伊藤功一郎議員からの御質問にお答え申し上げます。

御質問のありました市道高橋八幡線の整備を、市道東田中八幡線や宮前3号線と同等の構想でもって整備されたいとのことですが、今後の交通量や周辺の土地利用計画等を見きわめた上で、検討しなければならないと考えております。

次に、当面の対策についての御質問でございますが、さきの中村議員の一般質問でお答え申し上げたとおりの状況にあることと、その上での道路拡幅でございますので、右折レーンの整備は困難であることを御理解願いたいと思います。

また、中村議員にお話ししたとおり、今の踏切から遠藤材木店までのところを、地権者の方と協議中でございます。ただ、協議が下手するとだめになってしまうということもございますから、これはちょっとまだわかりませんけれども、東側の方に踏切から遠藤材木店さんのところですが、東側の方に歩道をつけるということで、何とか改良した道路にしたいということで今頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

- ○議長(阿部五一)
- 2番伊藤功一郎議員。
- ○2番(伊藤功一郎議員)

今もう進んでいる内容については、壊れることなく推進されるようにお願いしたいと思うのです。

それと同時に、やはり将来的な構想を持っていくということが大事だというふうに思うのです。多賀城の中で環状線的な道路をどのように確保していくかという点では、清水沢多賀城線というのが本来はあるわけですけれども、この道路は本来県の事業として進めるべきような大きな道路で、例えば鶴ヶ谷仙台港線のところで七北田川を渡る宮城野大橋、仙石線をまたぐ福室袴線橋ということで、多賀城で言うと砂押川、仙石線を渡らなければいけないということで、あれぐらいの規模の事業をやれということになると、多賀城では樋の口大橋を何年もかけてやったのですけれども、それをそこでやらなければいけないと。そうすると、先の先のまた先、なかなか大変な事業で、そういう意味では、身近な道路を整備することによって、基幹的な道路を整備するということでは、この高橋八幡線というのは避けて通れない課題でありますので、ぜひ次の都市計画街路の見直しの中にはきちんと入れて、今の現時点での限界があるところを超えて、十分な整備がされるように進めていただきたいと思うのですけれども、答弁をお願いいたします。

○議長 (阿部五一)

市長。

○市長(菊地健次郎)

伊藤功一郎議員の再質問でございますけれども、いや、私自身も整備できるものはどんどん整備してまいりたいというふうに思っております。

清水沢多賀城線につきましても、ただ、あそこも仙石線をまたがなければいけない。また、砂押川を通らなくてはいけないという難関が大分あるわけでございますけれども、できれば、多賀城市はお願いしますけれども、私も前に県会議員時代、「県でやってくれ」ということで、大分お願いした経緯がございます。

なかなか、西部地区ですと、通り抜けてほかのところに出るという大きな幹線がなかった わけでございまして、そういう意味では、そういった障害になるような箇所がないような 配慮も必要ではないかということで、いろいろ幹線道路に関しましては、計画的にできる だけ進めるように配慮してまいりたいと思いますので、御理解のほどをお願い申し上げた いと思います。

○議長(阿部五一)

- 2番伊藤功一郎議員。
- ○2番(伊藤功一郎議員)

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

あと、もう一つなのですけれども、市内では学区の見直しというのが進んでおりまして、その際に、山王小学校から八幡小学校ということも想定をされるのですけれども、学区の見直しをするそういう動きがあれば、同時に、学区が変わったときに、安全な歩道の確保がされていないということのないように、そういうことは同時進行で進めていただければというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長(阿部五一)

市長。

○市長(菊地健次郎)

その学区の見直しというのは、私、全くわかりませんし、また、学区の見直しをしなければいけないのであれば、当然、児童の安全を考えるというのは優先でございますから、その辺は、そういうことがあった場合には、配慮したいということだけ申し上げておきたいと思います。

○議長(阿部五一)

休憩をいたします。再開は11時であります。

午前 10 時 43 分 休憩

午前 11 時 00 分 開議

○議長 (阿部五一)

再開いたします。

10 番藤原益栄議員の登壇を許します。

(10番 藤原益栄議員登壇)

○10番(藤原益栄議員)

水道料金の引き下げについて質問をいたします。

今、市民の暮らしはまことに大変になっておりまして、昨年6月には住民税で、年金者への大増税が行われました。すなわち、公的年金控除の縮小及び老年者控除の廃止等で大増税になったわけであります。

ことしはさらに定率減税が廃止となりまして、これらが介護保険料や国民健康保険税等に 連動することになっているわけであります。

一方では、非正規雇用の拡大で格差が拡大をしておりまして、働いても働いても生活保護 水準以下というワーキングプアという言葉を、現在では知らない人がいないというそうい う状況になっているわけであります。 一方、一般会計も大変厳しい状況を迎えておりまして、歳入歳出のギャップが 10 億円で、 これを何とかしなければいけないということで、歳出の減と歳入における増収策を取り組 み指針等で打ち出したことは、皆さん御存じのとおりであります。

最も大きかったのは、三位一体改革による 8 億円を超える交付税の減、そしてまた、政府の景気拡大策に無批判につき合ってきた無定見な市の財政運営もあったということを、私ども指摘をしてまいりました。

その中で、唯一大きな黒字を出しておりますのが水道事業会計でございます。年収は、平成 17 年度、18 年度ともに約 20 億円でありまして、費用は約 17 億円、3 億円の黒字が見込まれておるわけであります。

しかも、補正予算の質疑でも明らかになりましたように、この傾向は当面続くということもはっきりしておるわけであります。

平成 18 年度末の水道事業会計の保有資金は 11 億円に達する見込みであります。

これらの数字を一般会計の規模の 170 億円に換算いたしますと、年間 25 億円強の黒字を出しており、そして 90 億円を超える基金を持っていることに匹敵するわけであります。

市民の皆さんの中から、「そんなに一般会計が苦しいのなら、水道事業の金を一般会計に使えないのか」と、こういう声も上がっておるわけであります。

一般会計の責任者も市長、水道事業会計の責任者も市長でありまして、こうした意見が出てくる背景は私にもよくわかるわけであります。

しかし、水道事業会計は独立採算制でありまして、水道料金は水道事業以外には使えない ことになっているわけであります。毎年大幅黒字を出しているもとで、水道料金は引き下 げる以外にないのではないでしょうか。

ところが、市当局は、主に、以下の三つの理由を挙げまして、料金引き下げを拒否をして おります。

第1に、平成22年度から26年度の仙南・仙塩広域水道と仙台分水の受水費が大幅に上がる見込みであるということ。

二つ目に、水道事業の施設の更新、災害対策に莫大な費用がかかるのだということ。

三つ目には、やがて損益収支の減価償却費よりも元金返済額が多くなって、資金不足が生ずると、この3点を主に水道当局は挙げまして、料金引き下げができないという態度をとっておるわけであります。

まず、受水費の問題でありますが、水道当局は、仙南・仙塩広域水道と仙台分水の受水費のアップをどのように見ているのかと。平成 22 年度から 26 年度の受水費は、現在の料金に比べて 18%も上がるのだと。こういう説明をしてございます。しかし、その根拠は、私は全くないというふうに考えてございます。

平成 13 年度から 17 年度までの仙南・仙塩広域水道と、18 年度から 21 年度、現行料金の受水費はどれだけ上がったのかと申しますと、6.85%の上昇でございました。

しかも、仙南・仙塩広域水道の減価償却費は、平成 16 年度は 43 億 2,900 万円でありましたが、平成 17 年度に 60 億 2,600 万円に大幅に上昇をいたしました。約 17 億円の激増でございます。減価償却費の 17 億円の増ということは、それだけ費用が増大をしたという

ことであります。17 億円も減価償却費が増大したにもかかわらず、13 年度から 17 年度までの受水費に比較しまして、18 年度から 21 年度までの受水費は 6.85%しか上がらなかったわけであります。

こうした特殊事情等も何ら説明がないにもかかわらず、18%もの受水費の上昇を見ているのは、料金を下げたくがないがゆえの誇張の数字ではないかと私は思うわけであります。

二つ目に、当局が料金の引き下げができないとしている理由は、施設の更新、災害対策等の費用が莫大にかかるという点でございます。これらの点につきましては、第4条予算、すなわち資本収支で行うものでありまして、もちろん資本収支の第4条予算でこれらの設備投資をやった場合に、減価償却費の増大または利子の増大を招きます。

しかし、これを料金引き下げできない理由として挙げる以上は、どういう設備投資計画があって、それがどのように損益収支にはね返るのかと、これをきちんと明示すべきではないでしょうか。それも示さないで、ただ設備投資に金がかかるので、料金を引き下げることはできないというのは、まじめな態度ではありません。

三つ目に、当局が引き下げできない理由としているのは、平成 20 年ごろから減価償却費よりも元金返済額が多くなって、平成 30 年過ぎに元金返済金額が最大になる。こういう理由でございます。資金不足が生じるということでございます。

しかし、これこそ下水道資本費平準化債と同じような考え方で、外部資金等も活用して、 ある時期に特定の市民に負担がかからないように、負担を平均化する工夫をすることこそ、 まさに企業努力ではないかと私は思うわけであります。

このように、将来のあれこれの経費増を理由にして、3億円もの黒字を出している水道事業会計の料金引き下げ拒否をしているわけでありますが、そもそも損益収支というのはどういう性格なのかと。その年度に発生をするすべての費用と、その年度に発生をするすべての収入を計上するというのが損益収支なのでありまして、それに基づいて料金は設定をされるべきものであります。

そういう意味では、料金は毎年設定されなければならないということになりますが、しかし、実際には料金の改定には多大なコストとエネルギーを使いますので、料金算定期間を4年なり5年なりに設定をして、料金の設定をすることにしているわけであります。

上げるときだけ料金算定期間を設定をして、大幅な料金の引き上げをやって、あとはどんなに黒字が出ようが、ほおかぶりするというのは、これは自治体としてはまことに不親切でありまして、日ごろ、「顧客、顧客」と言っておりますけれども、顧客に思いをはせない態度ではないかと私は思うわけであります。

したがいまして、大幅な黒字を出しながら、あれこれ理由を挙げまして、「料金の引き下げはできない」というふうに言っているわけですけれども、私はこれらについては理由は成り立たないのではないかというふうに思うわけであります。

したがって、料金は引き下げるほかないのではないかというふうに思うわけですけれども、 市長の答弁をお願いいたします。

○議長(阿部五一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

藤原益栄議員の御質問にお答え申し上げます。

現行の水道料金は、平成 13 年度から平成 16 年度までを料金算定期間とするものでありますが、平成 12 年度からの繰り越し利益剰余金の増額、人件費の削減、仙台市分水料金の据え置き、資産維持費の導入、需要低迷に伴う薬品、動力費の減少、新田浄水場の休止、高料金対策補助金、借換債等々により、平成 18 年度第 4 号補正時までの未処分利益剰余金は9 億 6,732 万円と見込まれております。

一方、仙南・仙塩広域水道については、平成 18 年度に料金改定が行われ、引き続き、先ほど藤原議員から御指摘がありましたけれども、平成 22 年度から平成 26 年度までとする大幅な料金改定に合わせて、仙台市分水料金の改定が見込まれております。

現在、企業債残高は平成 18 年度末で 50 億 8,130 万円であり、平成 18 年度借り入れ実績ベースでの今後の償還計画を見た場合、平成 28 年度に元金償還のピークが到来するものであります。元金償還の補てん財源としては、当年度発生する減価償却費により補てんされるものでありますが、企業債償還と減価償却の構造的な問題から、平成 20 年度から平成32 年度までの間、元金償還額が減価償却額を超えるため、補てん財源の不足が発生するものでございます。

安全な水を安定的に供給するため、水道ビジョンに基づき、施設整備並びに老朽施設の更新、耐震化対策等について継続的に事務事業を推進するには、効率的あるいは経費節減等効果が期待できないこれらの費用は、将来の資金収支上、大きな負担をもたらすものであります。

将来の財政負担の見込めない状況であれば、当然のことながら料金値下げを検討するものでありますが、市民への影響を考慮した場合、使う費用に対しましては、現在保有している剰余金を取り崩しながら、できるだけ現行料金を維持し、料金の平準化を図り、次期の料金改定時の原資として、現時点での料金値下げは行わないものでございます。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

10 番藤原益栄議員。

○10番(藤原益栄議員)

私、先ほど、当局が引き下げできないとしている主な理由の3点について言いまして、最後に、そもそも損益収支というのはどういう性格なのだという話をしました。

これは同じことの繰り返しになってしまうのですけれども、答弁がなかったのでもう一回聞きますが、この仙南・仙塩広域水道と仙台分水が18%引き上がるのだという説明をしているけれども、この根拠は一体何なのだと。先ほど言ったように、私、仙南・仙塩広域水道の平成17年度決算資料を小林さんから取り寄せてもらって、見たのです。平成16年度の決算と17年度の決算を見ると、先ほど紹介したように、減価償却費が43億2,900万円から60億2,600万円に17億円も上がったのですよ、平成17年の年に。

仙南・仙塩広域水道の現在の料金は平成 18 年度から 21 年度までなのです。減価償却費が 17 億円も 17 年度に上がったにもかかわらず、18 年度からの料金算定は 6.85%だったのです。これはいろいろ理由があるようです。私はむしろ県の配慮だというふうに受けとめているのですけれども、送水管を実際には使っていたのだけれども、その送水管の一部を

建設仮勘定に計上して、減価償却しなかったと。多分その仙南・仙塩広域水道全体の50万トンに対して、ダム取水の30万トンだけしか水が来ていないので、その割合で送水管の一部を建設仮勘定に計上して、実際に負担させないようにしていたのではないかと私は思うのです。それがいろいろ外部監査とかいろいろなところから指摘がありまして、「いや、使っているのだから全部減価償却しなさい」と、建設勘定から全部固定資産の方に移して、償却資産に移して、そして減価償却をやりなさいという声が、いろいろなところから声が出て、いきなり減価償却費が17億円上がったのです。それでも仙南・仙塩広域水道の料金改定率は6.85%だったのです。

ところが、水道当局は、「18%上がるのだ、上がるのだ」と言っています。一体これはどこからその 18 という数字が出てくるのか、私は疑問でしようがない。その点をまず答えていただきたいと思います。

それから、これも回答がなかったので、施設の更新に莫大な金がかかるという話をしています。地震対策、それはやらなければいけません。それから施設の更新、これは耐用年数があるわけですか、これもやらなければいけません。

しかし、「金がかかる、金がかかる」と言うのでしたら、どういう計画で、どういう設備 投資をやる予定なのか、それに対してどういう資金計画があるのか、第3条予算にはそれ がどういうふうにはね返るのか。私は、やはりそれを出さないで、「金がかかるのだ、金 がかかるのだ」と言っているのは、やはり市民が主人公だという態度からしてもおかしい し、お客さんに対する説明としても私はおかしいと思うのです。値上げをするときだけそ ういう説明をして、あとはどんなに黒字になっても、それはほおかぶりというのは私はお かしいと思います。やはり、これが本当にそういうのがあって下げられないというのでし たら、やはりきちんと設備投資計画と資金計画を出すべきだと思うのです。ですから料金 引き下げはできないということを、私は明確にすべきだと思います。

それから、元金償還額が減価償却費を上回って、資金不足が生じるのだという話は、これは結局、下水道の資本費平準化債と同じ問題を含んでいるのです。なぜそういうことが発生するのかと。減価償却費というのは、借金して設備投資をやろうが、自分の金で設備投資をやろうが、減価償却費というのは必ず生まれるものなのです、一定額。ですから、第3条予算の中で、損益収支の中では、本来、減価償却費と利子で資本費負担をやっているのです。減価償却費を超える元金返済に直面するというのはどういうことかというと、本来の耐用年数に応じた減価償却を超えて、ある年代の人たちが特別に資本負担をしなければならないということになってしまうのです。

では、それはやめましょうということで、下水道会計では平準化債を使うことにしたわけでしょう。それは全く水道でも同じで、そういう減価償却費を飛び出る分は、それは資金運用で何とかすべきなのです。そのときに、そういうことがあるから下げられないというのは、これもまた私は変な理屈ではないかというふうに思うのです。

最後に、もう一度触れますけれども、そもそも損益収支とは何かと。第4条予算というのは、設備投資が長年にわたって経済効果を発揮する場合、第4条予算で設備投資をやって、それをいわば各年度の費用に振り分けていくでしょう。それが結局元金返済を減価償却費で賄うような形になっていくのですけれども、第3条予算というのは、その年度に発生する費用と収益金を全部上げて運営しているものですね。ですから、料金はそれで決まるのではないかと私は思うのです。基本的には。

にもかかわらず、「将来金がかかる、将来金がかかる」と言って、上げるときだけ当面の 料金算定期間を示して上げて、一たん黒字になったら、何が何でも返さないという態度は いかがなものかというふうに思うのですけれども、再度答弁をお願いします。 ○議長(阿部五一)

市長。

○市長(菊地健次郎)

今、藤原益栄議員から3点の再質問を受けましたけれども、ちょっと詳細なことになるものですから、上下水道部長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長(阿部五一)

上下水道部長。

○上下水道部長(鈴木建治)

それでは、今御質問ありました件について、御存じのとおり、多賀城市は県の水を受水しております。これは全体の当市の水の8割強ですか、が受水に頼っているということです。

したがって、多賀城市の料金に対しては、県の受水費がいかにあるかによって多賀城市の 水の料金が決定されると、こういうことです。

先ほど言いましたけれども、県の受水費については、前々回の議会の中でも一度説明をしたところですけれども、したがって、平成 18 年度からは 6.85% でいわゆる値上げされると。

その内容については、当然県の水が上がると。県の水についてはなぜ上がるのかとこういうことなのですが、一つは、先ほども藤原議員が話されたとおり、いわゆる建設仮勘定が本勘定にされたということで、その値上げ幅と当市の県から示された値上げ幅は違うのではないかということです。

これは17市町村ですか、を踏まえて、17市町村と県とのいわゆる水の値上げについて、約2カ年間にわたって交渉してきたところです。17市町村においては、当然、水が相当上がるということについては、住民生活に直結をしているということで、何とかならないのかということで、いろいろ模索をしてきたところです。

それで、当然、県の水が上がったからといって、受水している市町村が、即それを住民負担させることはできないということで、もちろん水の値上げの分については、お互いに事業者である県、それから市町村、住民、お互いに三者でいわゆる分担するような形でできないものかということで、実は交渉をしてきたところです。

県では、それらを受けて、当時の総務省だったですか、総務省といろいろ協議をして、値上げを抑える方策の資金を確保して、大幅な値上げを抑えるようにしたということでございます。

2番目の、当市の設備状況については、今後予想されるということで、確かに私たちは言葉の中では言ってきております。ですけれども、現在の段階としては、まだまだこの施設整備の、いわゆる災害対策の整備費については試算はしておりません。できる限り平成 19 年度において試算をしてみたいと。これは他市町村の例も踏まえてしてみたいと思っております。

現在の耐震管の整備率ですか、わずか十五、六%ぐらいですか、15%いきましたか、今ちょっと正確な数字を持っていないのですが、15%ぐらいしかまだ耐震化されていないと。

残りの85%については耐震化されていないという現状であるということを踏まえて、今後、 平成19年度においてどの程度、いわゆる安定的な水の供給を図るための施設方策というの ですか、それを検討して、今後その辺の試算をしてみたいとこう思っております。

それから、減価償却と元金返済の乖離が生じてくるとこういうことですが、これは御存じのとおり、減価償却期間とそれから元金の返済期間が40年と30年ということで、構造的に資金不足が生じてくるというのは、これは仕方ないことだと思います。

ただ、世代間に分けて負担をするべきではないかと。私たちも、当然、施設については次の世代、世代へと続いていくもので、世代間においてできる限り均等な負担をするべきだと思っております。

したがって、その辺も踏まえて、現在の料金を、できる限り次の世代でも同じ料金体系でいければというようなことで、現在のこの資金計画についてはそのように感じております。

○議長 (阿部五一)

10番藤原益栄議員。

○10番 (藤原益栄議員)

先ほどその損益収支というのは、その年度に発生する総費用と、その年度に発生する総収入を計上するものなのだと。ですから、基本的に料金は毎年決めるものなのですけれども、毎年やるのは物すごいエネルギーと費用もかかるので、料金算定期間を実際には設定してやっているのだという話をしました。

それで、なぜそうなのかということです。最近でこそ、多賀城は人口増加が微増になってきましたけれども、年間に二、三百人という微増になってきたのですが、前は 1,000 人とかずうっとふえていた時期もありますね。将来費用がふえたとしても、給水人口がふえていくと、何も料金改定しなくともやっていける場合というのは多々あるのです、それは。でしょう。加入者がふえる、それから水を飲む世帯もふえる。そうなれば料金収入もだんだんふえていくわけです。ですから、費用は伸びても料金収入もふえるから、実際に料金改定はやらなくともいいという場合が出てくるのです。

ですから、その当面、当面の普通の場合には当面の算定期間を設定して、料金を算定するわけです。そのうちに、区画整理もあちこちでやっていますし、人もふえてくるし、その次の段階で、今度は給水人口は幾らになると、世帯加入者が幾らになると、そうしてその費用と収入を見計らって設定したわけでしょう。

そういうのも一切無視して、とにかく、「将来かかるから、今の金でいきたい」という話は、やはり水道料金の設定の仕方としてはちょっと乱暴過ぎるのではないかというふうに思うのです。そういう点についてまず答弁をいただきたいと思います。

それから、私、先ほど聞いたのは、仙南・仙塩広域水道の受水費を聞いたのは、減価償却費が平成 16 年度から 17 年度に 17 億円も引き上がってさえも、6.85%の料金改定でしかなかったのですよと。受水費はそれぐらいしか上がらなかったのですよと。なぜ 22 年度から 26 年度に 18%も上がるという数字が出てくるのだと。これは料金を下げたくないから、誇張して言っているのではないかと言っているのです。

3回目の質問になるので、以上の2点をお願いします。

○議長(阿部五一)

上下水道部長。

○上下水道部長(鈴木建治)

料金のその値上げですが、平成 22 年度から 26 年度のその値上げの率と、こういうことでございますけれども、これは私が 1 人で計画して出している数字ではないので、当然その受水団体の中で、将来においてはこういう収支状況になって、これぐらいの値上げをしないと収支上合わないということで、当然県から指導されている数字です。

実際、その時期になるとどうなるかということは、ここで確約はできませんけれども、会 議の中で示された数字とこういうことでございます。

あと、それからもう一つは、いわゆる人口がふえてくるので、当然料金収入も上がるだろうというのは、これは今までの、これまでというのですか、平成十二、三年ごろまでの受水費と料金の内容だと思いますけれども、たしか給水人口については、ここ三、四年は人口が 350 人ぐらいですか、実績としてふえております。

したがって、1 人当たりの給水量を掛けて、市の水道事業の資金収支をつくるというのがこれは鉄則です。

しかし、年間三百五、六十人はふえておりますけれども、ここ何年か多賀城市の1人当たりの給水量は逆に減っておりまして、給水量としては上がらないというのがここ数年の実績です。

したがって、このまま人口がふえるから、水の売り上げがふえるだろうというのは、多賀 城市に限らず、全国的にもそういう数字が成り立っていないのが現状でございます。

それで、当然、我々も長期的に水の供給量を勘案しての料金計算というのが、水道事業と しての最も基本的なものということで私はとらえております。

○議長 (阿部五一)

7番板橋惠一議員の登壇を許します。

(7番 板橋惠一議員登壇)

○7番(板橋惠一議員)

くしくも、私の一般質問は改選前の最後の質問者に当たってしまいました。それで、市長、 私の質問に対して、明確な回答をお願いしたいと思います。

私は、国の農業政策に対して、本市の現状と今後の対応について質問を申し上げ、市長の御見解を賜りたい。

国においては、農業政策の大転換を図るべく、平成 17 年 3 月に新たな食料・農業・農村基本計画について閣議決定を行い、これを受け、平成 17 年 10 月に「経営所得安定対策等大綱」がまとめられました。

この大綱は、農林水産省の資料からすると、三つの対策から成るものであります。

一つ目は、現在複数の作物の組み合わせによる営農が行われている水田作及び畑作について、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目し、市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払いを導入するとともに、販売収入の変動

が経営に及ぼす影響が大きい場合に、影響を緩和するための品目横断的経営安定対策であります。

二つ目は、平成 19 年度から水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 カ年の対策として、現在講じられている産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について見直しを行う米政策改革推進対策であります。

三つ目は、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、効率的、安定的な農業構造の確立とあわせ、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地、農業用水などが、過疎化、高齢化、混住化などにより、適切な保全管理が困難となっている現状から、農地、水、環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する農地・水・環境保全向上対策であります。

これらは、地域の農業従事者の減少や高齢化が進み、耕作放棄地の増大など、我が国農業・農村が危機的状況にある中で、兼業農家、高齢農家などから成る地域農業を担う担い手を中心として、地域の合意に基づき再編しようとするものであることから、現場の農業にとって大きな影響を及ぼすものであればあるほど、地域の実情を踏まえつつ、手順を踏んで、関係者の理解と協力を得ながら進めることが重要である。円滑な実施に向けた準備が必要であるとされている。

このことから、本市農業の現状は、西部地区の平坦な地形を利用した、水田稲作を中心とした土地利用型が主体であります。経営耕地規模は1ヘクタール未満で、農業外収入を主とした第2種兼業農家が多く、農業経営者の高齢化も進んでおります。

水田については、昭和 26 年からの耕地整理により、整備されたままの状態であり、用水と排水が兼用となっている農業用排水路であることや、区画面積は10アールであることから、大型機械による効率的な経営には向かず、転作するに当たっても水はけなどの面に問題もあります。

農業経営の安定のためには、効率的な利用が図れるような生産基盤の整備が不可欠である ことから、今後どのような計画を持って農地整備を行っていくかが課題であります。

この課題を抱えながら、農業経営を中心に据えた意欲ある農業者を育て、次世代の担い手となるよう、どのように育成していくか、農地の集積化及び集落営農を進めていくのかをお伺いいたします。

次に、畑作について、大消費地仙台に隣接している立地条件を生かしながら、地産地消をも考え合わせると、魅力ある農作物を生産することにより、安定的な農業所得の確保が可能と思われます。

また、安全・安心な農作物を生産することにより、学校給食で児童・生徒がよりよい食材の提供を受けることができることや、生産者と消費者の交流も図られることから、畑作振興をどのように行っていくのかをお伺いいたします。

最後に、市民二ーズにこたえられる生産性の高い都市型農業の確立を図ることが必要と考えられることから、農協とタイアップしながら、本市の農業振興を行ってもらいたいと思います。

以上をもって私の質問を終わりたいと思います。

○議長(阿部五一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

板橋惠一議員の御質問にお答え申し上げます。

国は、担い手の育成や農業者、農業団体の主体的な需給調整システムへの移行など、平成 22 年度を目標とする水田農業のあるべき姿の達成に向け、経営所得安定対策等大綱を制定 いたしました。

水稲は将来とも本市農業の基幹品目であり、農家経済の安定のためにも需給調整を適切に行いながら、水田農業を本市の中核を成すものとして振興していく考えでございます。

しかし、本市の水田は圃場整備がされておらず、用排水兼用の 10 アール区画であるため、 作業効率が極めて低い現状であります。

農業に意欲を持って規模拡大に取り組む担い手育成のためには、圃場の条件整備を図らなければならないところでありますが、現在の米価水準で通常の圃場整備を行うと、その事業負担でさらに農家経済を圧迫するおそれがあるため、市民との協働による農業用用排水路整備の促進、また、経費の余りかからない手法として、あぜを取り除いて区画を大きくしたり、転作のブロックローテーション化を図るため、用水の通水制限をするなど、汎用化を推進してまいります。

また、農業従事者の高齢化対策としては、農業委員会の支援を受け、早期に担い手農業者への円滑な農地の集積を推進してまいります。

さらに、個人での担い手確保が難しい地区においては、地区の合意形成による集落営農組織等を担い手と位置づけて、育成支援を行うとともに、農地の集積等による機械作業の効率化と農機具の稼働率を高めて、生産コストの削減に努めてまいります。

また、農機具への新たな投資抑制については、ライスセンター等の既存施設や作業受託組織の利用誘導を進めてまいります。

これらを推進することにより、経営所得安定対策等大綱に係る品目横断的経営安定対策等の国の農政改革に沿った政策について、個々の農業者が受け入れやすい環境が整っていく ものと考えております。

一方、畑作については、消費地近郊という立地条件を生かし、収益性が高く、周年栽培を可能にする施設園芸の振興は非常に重要であることから、意欲と能力ある農業者に対し、 市単独のパイプハウス建設補助を継続しながら、県等の補助事業の導入を促したいと考え ております。

また、土耕栽培に対しては、現在も実施している EM ボカシ肥料生産、施用の指導を強化し、 さらなる高品質な作物生産により、付加価値を高め、差別化を確立するとともに、地産地 消の観点から、「顔の見える農産物」提供を進めるため、農産物直売所の会員増加や学校 給食への地場農産物の安定供給に努めてまいります。 さらに、近年、特に消費者から食の安全・安心が求められていることから、トレーサビリティーシステムの構築や環境に優しい農産物づくりを推進し、多様な需要にこたえる生産体制を支援していきたいと考えております。

○議長(阿部五一)

7番板橋惠一議員。

○7番(板橋惠一議員)

どうもありがとうございます。

今、多賀城の農業関係団体で、ことしから行われてくる経営所得安定対策等の実施に向け、 農協を中心としてお話し合いがなされているとは思いますが、なかなか、今お話ししたよ うに、規模的に小さい農業を営んでいる方々もあるものですから、思うようにそういう組 織の方に、集落営農などに入っていけないと。

そのためには、やはり今まで行政が主導し、農協もそれをバックアップしながら、農業に対して育成されてきておりましたので、これだけ農政改革ですか、第1ステージでは平成16年度から18年度の予備的な形でお話しされてきた。それで、集落営農とか認定農業者で規模拡大などでなされている方もおられますが、まだまだその件に関して、多賀城で農業を営んでいる方々は、ますますこれから厳しくなってくるのではないかと思いますが。それに対して、やはり農協だけではどうしても指導していくのに限界というのが出てくると思いますので、行政の方として、今、目と鼻の先に来ているこの改革に対して、どのように助言・アドバイスしていただきながら、地元多賀城で農業を営んでいる方々が、今後生活が不安定にならないように、安定でき得るような形をとっていただけるのかお伺いしたいと思います。

○議長(阿部五一)

市長。

○市長(菊地健次郎)

今御質問ございましたけれども、今、多賀城の農業の現状というのは大変厳しいものが、 今、板橋議員がおっしゃったようにあると思います。

今度、平成 19 年度から集落営農とか認定農業者をやっていかなければいけないということで、私もそちこちで聞いているわけでございますけれども、これがなかなかまとまりがつきそうでつかないという現状でございます。

また、多賀城市の現状を見ますと、大仙台に隣接しているということもございまして、先ほどお話ししたように、10 アール、 300 坪の田んぼの状況で、集団で一緒にやるといっても、なかなか圃場整備等もできないような状況でございますので、また、農業の後継者は育たないし、あるいは、「もう農業はやめたい」と、私も直接何人かから聞いているわけでございまして、なかなかそういうことで、方向性としてまとまらないのが現状かというふうに思います。

ただ、私も、去年の選挙時にもお話し申し上げましたとおり、今まで、農業の方々、そして JA、それから多賀城市と、一緒に三位一体となっていろいろ物事に対処してきたという、今までの鈴木市政のあり方も、十分そういう方向で、ほかの地域には見られないような、三者が一体となった取り組みをしているという現状を考えた上で、同じようなことで私も

その継承を図りながら、農業のためにも頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(阿部五一)

7番板橋惠一議員。

○7番(板橋惠一議員)

ありがとうございます。

多賀城地区の集落営農に関しても、やはりこれだけ国からの政策で厳しくなっている。それにも増して、何か改善策、日の目を見るようなことができないのかということで、相当に、農協さんもいろいろな農家の方々の御意見を聞きながら、これからの農政改革に関して取り組まれておりますので、今まで行政と農協は表裏一体でございましたので、今後とも余り農業の面で行政の力が薄れることなく、多賀城の農業を育てていっていただきたいと思いますので、その辺をもう一度、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長 (阿部五一)

市長。

○市長(菊地健次郎)

今、集落営農ですと 20 町歩ということでございますけれども、私が聞いておりますのは、たしか 3 カ所ぐらいでその集落営農のことをやっていこうという取り組みがなされているやに聞いております。

ただ、やるにしても、そのまとまり方が、20 町歩もまとまるということ自体が大変なわけです。 先ほど述べたような 10 アール田んぼがほとんどでございますので。

ただ、できれば、この間、どなたかの一般質問に答弁したように、農業の方々の現状、そして西部地区の今後のあり方も含めまして、農業をやっている方々と、平成 19 年度は 2 回ぐらいはいろいろ対話しながら、いろいろな今の多賀城市の西部地区の、例えば南宮裏とか、あるいは山王から高橋にかけての田んぼですが、今後、都市計画上どうしたらいいのかということも含めながら、農業問題に関しましても、逐一対話を進める姿勢で私考えておりますので、そういう機会をとらえながら、なお一層農業振興に努めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 (阿部五一)

これをもって一般質問を終わります。

日程第3 議案第35号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長 (阿部五一)

日程第3、議案第35号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

この際、鈴木明広君の退席を求めます。

(総務部次長(財政担当)(兼)財政課長 鈴木明広退席)

○議長 (阿部五一)

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第35号 副市長の選任につき同意を求めることについてでありますが、私が市長に就任して以来、私を支えていただいた後藤助役から、平成19年3月31日付をもって助役の職を辞し、後進に道を譲りたいとの申し出がなされ、これを受理いたしました。

後藤助役の後任につきましては、あれこれ熟慮熟考を重ねた結果、平成19年4月1日から、 副市長として鈴木明広氏を選任したいという結論に達しました。

つきましては、同氏を多賀城市副市長に選任したいので、あらかじめ地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 11 の 2 ページに、鈴木明広氏の経歴書を添付しております。よろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部五一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長 (阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

鈴木明広君の入場を願います。

(総務部次長(財政担当)(兼)財政課長 鈴木明広入場)

○議長(阿部五一)

ただいま議案第35号で副市長の選任が決まりましたが、選任されました鈴木明広君が議場におりますので、鈴木明広君にあいさつをお願いします。鈴木明広君。

○総務部次長(財政担当)(兼)財政課長(鈴木明広)

ただいま、副市長選任の件につきまして、御同意を賜りまして大変ありがとうございます。

今現在、地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化、あるいは人口減少社会の変化を受けまして、さらには三位一体の改革等の影響も受けまして、財政的にも極めて厳しい環境に置かれております。

こうした中で、市長を支える補佐役として、我が力まだまだ微力でございますので、議員 各位の御助言、御協力を賜りながら、誠心誠意、懸命に努力をさせていただきたいと思っ ております。

今後とも温かい御理解を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつにかえさせていた だきます。どうもありがとうございました。

日程第 4 議案第 29 号 平成 19 年度多賀城市一般会計予算

日程第 5 議案第 30 号 平成 19 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

日程第6 議案第31号 平成19年度多賀城市老人保健特別会計予算

日程第7 議案第32号 平成19年度多賀城市介護保険特別会計予算

日程第8 議案第33号 平成19年度多賀城市下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 34 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計予算

○議長 (阿部五一)

この際、日程第4、議案第29号 平成19年度多賀城市一般会計予算から、日程第9、議 案第34号 平成19年度多賀城市水道事業会計予算までの、平成19年度多賀城市各会計 予算を一括議題といたします。

お諮りいたします。本予算の提案理由については、さきの施政方針の中で予算案説明要旨 として既に説明されておりますので、この際、省略したいと思います。これに御異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 29 号から議案第 34 号までの平成 19 年度多賀城市各会計予算 については、委員会条例第 6 条の規定により、20 人の委員をもって構成する予算特別委員 会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案については、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員20人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました全議員 20 人の諸君を、予算特別委員に選任いたすことに決しました。

○議長(阿部五一)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日2月27日から3月6日までは休会といたします。

来る3月7日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時01分 散会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 19年2月26日

議長 阿部 五一

署名議員 小嶋 廣司

同 竹谷 英昭